

原案可決
全会一致

第13号発議案

北朝鮮の核実験に抗議する決議

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成21年6月24日

提出者	尾身孝昭	斎藤隆景	佐藤純
	沢野修	中原八一	柄沢正三
	小川和雄	佐藤信幸	市川政広

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 三林碩郎様

北朝鮮の核実験に抗議する決議

北朝鮮が4月の弾道ミサイルの発射実験に引き続き、5月に核実験を強行したことは、国連安全保障理事会の決議に違反することは明白である。

このたびの行為は、世界平和を願い北朝鮮に対して非核化と6カ国協議への復帰を働きかけてきた関係国に大きな衝撃を与えるとともに、かかる北朝鮮の行為は、世界平和を願う各国に対する脅迫行為に他ならず、断じて容認できるものではない。

よって本県議会は、北朝鮮に対し、ここに強く抗議するとともに、このような北朝鮮の蛮行を決して許すことなく、日本政府は引き続き各国に対して、国連安全保障理事会決議に基づく制裁を確実に履行するよう強く促し、北朝鮮に厳しく対峙することを強く求めるものである。

以上、決議する。

平成21年6月24日

新潟県議会

原案可決

賛成多数

第14号発議案

北朝鮮の核実験に対する制裁措置に対応する早急な 法整備に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成21年6月24日

提出者	小佐柄市	林藤沢川	一正政	大純三広	尾沢小	身野川	孝和	昭修雄	齋中佐	藤原藤	隆八信	景一幸
賛成者	皆市片西金村長東梅大竹志佐長	川村野川谷松津山谷瀨山田藤谷川	雄孝洋国二光英昭邦浩き	二一猛吉彦郎三郎機守健二男雄よ	富榆桜佐早小渡三石内若青中	櫻井井藤川野辺富塚山月木川	一辰甚莞吉峯惇佳五太力ヨ子	成雄一爾秀生夫一健郎仁郎子	佐小小岩中帆石星進宮小松横	藤島林村野苺井野崎山川尾	卓林良謙伊直増芳キ幸	之隆一一洗治修夫一郎次元ヨ秀

新潟県議会議長 三 林 碩 郎 様

北朝鮮の核実験に対する制裁措置に対応する早急な 法整備に関する意見書

北朝鮮が核実験の実施及びミサイル発射という世界の平和と安全を脅かす蛮行を行ったことは、北朝鮮の核実験を禁じた国連安全保障理事会決議第1718号に対する明確な違反行為であるとともに、NPT体制に対する重大な挑戦である。

国際社会は、世界の平和と核の拡散防止を目指し、これ以上の北朝鮮の暴走を許さないため、追加制裁決議第1874号を決議したところである。

しかるに、我が国が北朝鮮の船舶に対する貨物検査を強く主張してなされた決議であるにもかかわらず、北朝鮮に対して世界が協調して厳しい制裁措置を求めているこの時期に、現行法体系下においては対応できないという矛盾を抱えている。

よって国会並びに政府におかれては、一日も早く船舶の貨物検査実施のための特別法を成立させ、追加制裁決議第1874号において求められている北朝鮮に対する制裁措置を国際協調の下で我が国も対応できるよう、早急に法整備を図ることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月24日

新潟県議会議長 三 林 碩 郎

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	麻生太郎様
外務大臣	中曽根弘文様
財務大臣	与謝野馨様
経済産業大臣	二階俊博様
国土交通大臣	金子一義様
防衛大臣	浜田靖一様
内閣官房長官	河村建夫様

原案可決
賛成多数

第15号発議案

凍結された直轄国道整備事業の早急な事業再開
を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成21年6月24日

提出者	桜井甚一	佐藤藤正	尾身孝昭	沢野和修	小川和雄	斎藤	藤原	隆八	景一
賛成者	皆川雄二	佐藤川卓隆	小市片二	林村野藤川野	一孝莞吉峯惇佳芳幸	大猛爾秀生夫一元	富榆小岩中帆石星志佐長	榎井林村野苅井野田藤	一成雄一
	皆佐小西金村長東若青中	川藤島川谷松津山月木川	雄卓洋国二光英太	小市片佐早小渡三小松横	林村野藤川野辺富山川尾	大猛爾秀生夫一元	富榆小岩中帆石星志佐長	榎井林村野苅井野田藤	一成雄一
									冨治修夫男雄よ
									謙伊佐邦浩き

新潟県議会議長 三 林 碩 郎 様

凍結された直轄国道整備事業の早急な事業再開 を求める意見書

国が財政再建を進める中で、野党がマスコミ受けを狙い道路予算の無駄遣い批判を行ったことに端を発し、国土交通省は平成21年度に事業を実施する予定の高規格道路及び直轄事業等について見直しを行い、費用便益比が1以下の18事業について事業執行を凍結した。

公共交通網の整備が不十分な地方においては、道路が地域に果たす役割が非常に大きく、道路整備は地域社会における最重要課題であり、本県は、水害、豪雪災害、中越大震災及び中越沖地震と度重なる大規模災害を経験し、被災者救済のための緊急搬送や支援物資の輸送、その後の復旧・復興等のいずれの場面においても道路の確保が必要絶対条件であることを身をもって体験している。道路は、まさに地域住民の「命を守る道路」であり、道路整備の重要性については、幾度となく実証されているところである。

しかるに、このたびの事業凍結は、大都市の理論に基づき、単に経済的な側面からだけの費用対効果を求めた結果であり、地方における「命を守る道路」としての観点からの評価が、何らなされていない。凍結された本県の「国道17号浦佐バイパス」は、魚沼基幹病院構想や工業団地の事業計画など魚沼地域全体に大きな影響を及ぼすものであり、また、「国道113号鷹ノ巣道路」は、本県と山形県の県境に位置し急峻な地形と豪雪地帯であり、う回路もないことから、まさに地域住民の「命の道路」そのものであり、どちらも早急な整備の促進が望まれている。

よって国会並びに政府におかれては、単なる経済的な費用対効果の追及を図ることなく、地域の実情を反映した「命の道路」や「地域経済の発展」等の便益を考慮し、一日も早く道路整備事業の再開を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月24日

新潟県議会議長 三 林 碩 郎

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	麻 生 太 郎 様
財 務 大 臣	与 謝 野 馨 様
国 土 交 通 大 臣	金 子 一 義 様